

京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の見直し概要について

1 経 過

- (1) 平成25年 9月 原子力災害対策指針の改正
 26年 3月 地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル案提示

- 加圧水型軽水炉、沸騰水型軽水炉等原子炉の区分に応じて、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態を判断する原子炉等の状態を示す基準（EAL）を詳細に設定
- 原子力事業者は、指針に示されたEALの枠組みに基づいて、原子炉の特性及び立地状況に応じたEALを検討の上、原子力事業者防災業務計画に反映
- ※ 平成25年12月19日に関西電力株式会社が高浜及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画を改定

- (2) 平成26年 3月27日 関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」策定

2 府地域防災計画の修正

(1) 原子力防災体制の整備

EALに定める各事態において、府がとる防災体制に係る規定を整備

事 態	事態の主な内容	体 制	実施内容
情報収集事態	高浜町・おおい町で震度5弱又は5強	原子力災害関係課連絡会議 (座長：防災監)	情報の収集 連絡体制の確立
警戒事態 (EAL1)	福井県で震度6弱以上 交流電源が1系統のみになった場合 原子炉冷却剤の漏えい	原子力災害警戒本部（本部長：知事） ※府内で震度6弱以上を観測した場合は災害対策本部	PAZ内要配慮者避難準備
施設敷地緊急 事態 (EAL2)	敷地境界付近で5 μ Sv/h 交流電源停止（30分以上） 蒸気発生器への給水機能喪失	原子力災害対策本部（本部長：知事）	PAZ内要配慮者避難 PAZ内住民等の避難準備
全面緊急事態 (EAL3)	原子炉制御室の機能喪失 非常用直流電源停止（5分以上）		PAZ内住民避難 UPZ内の防護措置の準備

(2) 広域避難対策

より実効性のある避難計画の作成を支援するため、府は広域避難要領を作成することを記載

(3) 要配慮者避難対策

ア 府、市町村、医療・福祉関係団体で構成し、原子力災害時におけるUPZ圏内の病院入院患者、社会福祉施設入所者、在宅重度要配慮者の受入調整を行う「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に係る規定を整備

イ 原子力災害対策施設整備費補助金で放射線防護工事を実施した施設について、施設周辺の要配慮者の避難施設として活用することを記載

○ 平成25年度完了施設

施設名	施設種別	所在地	整備内容
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2	○ 空気清浄機 ○ 非常用電源装置 ○ サッシの取替 ○ 出入口の二重扉 など
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3	
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地	

(4) 緊急時モニタリング計画

事象	実施内容
情報収集事態	固定観測局稼働状況を確認
警戒事態 (EAL1)	保健環境研究所に府モニタリング本部設置 中丹保健所、南丹保健所に現地モニタリング拠点設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定観測局の監視強化 ・ 可搬型モニタリングポストによる測定 ・ モニタリングカーによる測定
	国の緊急時モニタリングセンター（EMC）設置準備、職員派遣準備
施設敷地緊急事態 (EAL2)	EMCによる初期モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定観測局の監視強化 ・ UPZを中心に可搬型モニタリングポストの配置を見直し ・ モニタリングカーによる測定を広域（UPZ中心）に拡大
全面緊急事態 (EAL3)	EMCによる初期モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設敷地緊急事態の初期モニタリング継続 ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度を測定 ・ UPZ外で0.5μSv/h（飲食物スクリーニング基準）を超えるおそれがある場合はモニタリング範囲を拡大

第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等
に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

・ 警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性のある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）

・ 特定事象

・ 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）

また、U P Zにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。（別図1のとおり）

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施
放射性物質が環境へ放出された場合、U P Z及びU P Z外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。（別図2のとおり）

第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等
に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

・ 情報収集事態（高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）

・ 警戒事態

・ 施設敷地緊急事態

・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。（別図1のとおり）

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施
放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。（別図2のとおり）

国のマニュアル改正による

【別図1は別添のとおり】

国のマニュアル改正による

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱
(略)

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
(略)		(略)
指定 地方 行政 機関	近畿経済産 業局	1 原子力発電所の防災に関する指導
(略)		(略)

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱
(略)

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
(略)		(略)
指定 地方 行政 機関	【削除】	【削除】
(略)		(略)

原子力規制庁に業務移管

第2編 原子力災害事前対策計画

第5章 迅速かつ円滑な災害応急 対策、災害復旧への備え

1 府〔府民生活部〕は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 府〔府民生活部〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 府〔府民生活部〕は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4 (略)

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

府は、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

第2編 原子力災害事前対策計画

第5章 迅速かつ円滑な災害応急 対策、災害復旧への備え

1 府〔府民生活部〕は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 府〔府民生活部〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 府〔府民生活部〕は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4 (略)

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

府は、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(1) 府と関係機関相互の連携体制の確保

府〔府民生活部〕は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から府へ被災状況の報告ができない場合を想定し、府職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関西電力株式会社、関係機関等に周知する。

- ・ 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2)～(6) (略)

2 情報の分析整理

(1)～(2) (略)

(3) 防災対策上必要とされる資料

府は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

(略)

ア (略)

イ 社会環境に関する資料

(ア) (略)

(1) 府と関係機関相互の連携体制の確保

府〔府民生活部〕は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から府へ被災状況の報告ができない場合を想定し、府職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他関係機関等に周知する。

- ・ 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2)～(6) (略)

2 情報の分析整理

(1)～(2) (略)

(3) 防災対策上必要とされる資料

府は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

(略)

ア (略)

イ 社会環境に関する資料

(ア) (略)

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

(エ) （略）

(オ) 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

ウ～カ （略）

3 通信手段の確保

府は、国及び府内関係市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 府と国、府内関係市町との間の専用回線網の整備
府〔府民生活部〕と国は、緊急時における府と国及び府と府内関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ （略）

(2) 通信手段・経路の多様化

ア～ク （略）

第7章 緊急事態応急体制の整備

(略)

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

(エ) （略）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

ウ～カ （略）

3 通信手段の確保

府は、国及び府内関係市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 府と国、府内関係市町との間の専用回線網の整備
府〔府民生活部〕は国と連携して、緊急時における府と国及び府と府内関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ （略）

(2) 通信手段・経路の多様化等

ア～ク （略）

第7章 緊急事態応急体制の整備

(略)

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

府は、高浜発電所又は大飯発電所から情報提供、重大なトラブル（発電所から異常時における連絡を受けた場合であって、その連絡事項が特定事象に至るおそれがあると認められるときをいう。以下同じ。）に関する情報連絡、高浜発電所原子力事業者防災業務計画第3章第1節1又は大飯発電所原子力事業者防災業務計画第3章第1節1に規定する原子力第一防災体制（原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合に高浜発電所又は大飯発電所がとる原子力防災体制をいう。以下「原子力第一防災体制」という。）の発令の連絡若しくは原災法第10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）及び原災法第10条事象（特定事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

府は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、府内関係市町、福井県、滋賀県、高浜町、おおい町並びに福井県内及び滋賀県内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（その区域につき高浜発電所又は大飯発電所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されている市町村に限る。以下、「福井県等」という。）と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) (略)

2～6 (略)

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

府〔府民生活部〕は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に

府は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

府は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、府内関係市町、福井県、滋賀県、高浜町、おおい町並びに福井県内及び滋賀県内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（その区域につき高浜発電所又は大飯発電所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されている市町村に限る。以下「福井県等」という。）と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) (略)

2～6 (略)

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

府〔府民生活部〕は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

努めるものとする。

8 (略)

9 緊急被ばく医療チームの派遣要請体制

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10～11 (略)

12 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時における高浜発電所及び大飯発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。そのために、府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国、府内関係市町、福井県等及び関西電力株式会社と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、府は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

の整備に努めるものとする。

8 (略)

9 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10～11 (略)

12 モニタリング体制等

【削除】

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針等に基づき、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

また、府は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を作成する。

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

- (2) モニタリング設備・機器等の整備・維持
府〔文化環境部、健康福祉部〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。
- (3) 緊急時モニタリング要員の確保
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 緊急時モニタリングの体制及び役割
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。
- (5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備
府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。
府は、国、指定公共機関及び関西電力株式会社から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括のもと、指定行政機関、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。
- (6) 緊急時放射線影響予測システム
府〔府民生活部、文化環境部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDIネットワークシステム」という。)と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

- (2) モニタリング資機材等の整備・維持
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。
- (3) 要員の確保
国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。
【削除】
- 【削除】
- (4) 訓練等を通じた測定品質の向上
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、平常時から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。
- (5) 大気中放射性物質拡散計算システム
府〔府民生活部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象(風向・風速・降雨量等)や大気中の拡散特性を平常時に整理しておく。
- (6) 緊急時モニタリングセンター

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

- (7) (略)
 13 専門家の派遣要請手続き

府〔府民生活部〕は、国又は関西電力株式会社から特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

- 14～16 (略)

第8章 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

- (1) 府〔府民生活部〕は、府内関係市町に対し、国、関係機関及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

また、UPZ圏外の市町村が、屋内退避及び避難誘導計画を作成する場合においても支援を行うものとする。(略)

- (2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

ア 原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域(PAZ)

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、特定事象発生時にはPAZ圏内の災害時要配慮者等の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括のもと、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、府、福井県、滋賀県、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により構成される。府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

- (7) 平常時のモニタリングの実施

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

- 13 (略)

- 14 専門家の派遣要請手続き

府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

- 15～17 (略)

第8章 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の策定

- (1) 府〔府民生活部〕は、国、関係機関及び関西電力株式会社の協力のもと、府内関係市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画について、広域避難要領を策定するなど、支援するものとする。

また、UPZ圏外の市町村が、屋内退避及び避難誘導計画を策定する場合においても支援を行うものとする。(略)

- (2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

ア PAZ

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による
 より実効性のある避難計画作成を支援するため

国のマニュアル改正による

イ 原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)
(略)

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、府内関係市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

また、府は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要配慮者に十分配慮する。また、国及び関西広域連合の協力のもと、関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）を踏まえ、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、府は、府内関係市町等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言する

素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

イ UPZ

(略)

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、府内関係市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。

また、府は、府内関係市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。また、国及び関西広域連合の協力のもと、関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）を踏まえ、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

府〔府民生活部〕は、府内関係市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言する

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

- ものとする。
- (4) (略)
- (5) 応急仮設住宅等の整備
府〔府民生活部、建設交通部〕は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (6)～(7) (略)
- (8) 避難場所における設備等の整備
府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
- (9) 物資の備蓄に係る整備
府〔府民生活部、健康福祉部〕は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。
- 3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備
- (1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
- ア 災害時要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- イ 災害時要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速

- ものとする。
- (4) (略)
- (5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備
府〔府民生活部、建設交通部〕は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (6)～(7) (略)
- (8) 避難所における設備等の整備
府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
- (9) 物資の備蓄に係る整備
府〔府民生活部、健康福祉部〕は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。
- 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備
- (1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
- 【削除】
- 【削除】

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

かつ滞りなく伝達できるよう、府内関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

オ 市町村に対し、災害時要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) (略)

【削除】

ア 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協体制の確立に努める。

イ 市町村に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) (略)

(4) 府〔府民生活部〕は、国の協力のもと、速やかに避難できない要配慮者等のため、社会福祉施設、医療機関、公民館等の放射線防護対策工事を促進するものとする。

(5) 府〔健康福祉部〕は、大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・医療・福祉関係者により調整を行うため、京都府災害時要配慮者避難支援センターを設置する。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。

国のマニュアル改正による

京都府災害時要配慮者避難支援センター設置に伴う改正

国のマニュアル改正による

原子力災害対策施設整備事業を規定

京都府災害時要配慮者支援センター設置に伴う追加

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神病院協会、京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者社会福祉施設協議会

- 7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備
(略)
- 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定
府〔府民生活部〕は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。
- 9 避難場所・避難方法等の周知
府〔府民生活部〕は、府内関係市町等に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔府民生活部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

- 4～6 (略)
- 7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備
(略)
- 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定
府〔府民生活部〕は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。
- 9 避難場所・避難方法等の周知
府〔府民生活部〕は、府内関係市町等に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔府民生活部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくもの

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 (略)
- 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
府〔健康福祉部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10章 緊急輸送活動体制の整備

- 1 (略)
- 2 緊急輸送路の確保体制等の整備
(1) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、府は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
(2)～(9) (略)

第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

- 1 (略)
- 2 救助・救急機能の強化
府〔府民生活部〕は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備
(1)～(2) (略)

とする。

第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 (略)
- 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
府〔健康福祉部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10章 緊急輸送活動体制の整備

- 1 (略)
- 2 緊急輸送路の確保体制等の整備
(1) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、府は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
(2)～(9) (略)

第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

- 1 (略)
- 2 救助・救急機能の強化
府〔府民生活部〕は、国及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備
(1)～(2) (略)
(3) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(3) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(4) 府〔健康福祉部〕は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、緊急時において住民等が安定ヨウ素剤の予防服用を行えるよう、準備しておくものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア (略)

イ 府〔健康福祉部〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府内関係市町と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ～エ (略)

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布

する。

(4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。

(5) 府〔健康福祉部〕は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関西電力株式会社及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用を行えるよう、準備しておくものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア (略)

イ 府〔健康福祉部〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府内関係市町、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ～エ (略)

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めると

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

5 (略)

6 物資の調達、供給活動

(略)

7 (略)

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 府〔府民生活部〕は、国及び府内関係市町と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 府〔府民生活部〕は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制、府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。

3 (略)

4 府〔府民生活部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 (略)

第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 災害時要配慮者への支援に関すること。

(8)～(9) (略)

2 (略)

ともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

5 (略)

6 物資の調達、供給活動体制の整備

(略)

7 (略)

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 府〔府民生活部〕は、国及び府内関係市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 府〔府民生活部〕は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。

3 (略)

4 府〔府民生活部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 (略)

第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 要配慮者への支援に関すること。

(8)～(9) (略)

2 (略)

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

3 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、防災知識の普及及び啓発の実施に当たり、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

4～6 (略)

第16章 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること。

(6)～(8) (略)

(9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。

(10) (略)

第17章 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、
ア 災害対策本部等の設置運営訓練
イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
ウ 緊急時通信連絡訓練
エ 緊急時モニタリング訓練
オ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
カ 緊急被ばく医療訓練
キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
ク 周辺住民避難訓練
ケ 人命救助活動訓練

3 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、防災知識の普及及び啓発の実施に当たり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

4～6 (略)

第16章 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。

(6)～(8) (略)

(9) 緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。

(10) (略)

第17章 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、
ア 災害対策本部等の設置運営訓練
イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
ウ 緊急時通信連絡訓練
エ 緊急時モニタリング訓練
【削除】
オ 緊急被ばく医療訓練
カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
キ 周辺住民避難訓練
ク 人命救助活動訓練

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

<p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施 (略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価 府は、訓練を実施するに当たり、<u>原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</u> また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。 更に、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施 (略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価 府は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</u> 更に、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p>
<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第1章 基本方針 本編は、警戒事象として国が定める事象が発生した場合の対応、関西電力株式会社から重大なトラブルに関する情報及び原子力第一防災体制発令の通報・連絡があった場合の対応、<u>特定事象の通報があった場合の対応並びに同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</u></p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第1章 基本方針 本編は、情報収集事象、警戒事象又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び<u>全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</u></p>	<p>国のマニュアル改正による</p>

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 警戒事象等発生情報等の連絡

(1) 警戒事象発生の通報があった場合

ア 関西電力株式会社の原子力防災管理者は、警戒事象として国が定める事象が発生した場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、福井県をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係機関等への連絡に備えるものとする。

イ 原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、府、府内関係市町及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者等の避難、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 府〔府民生活部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

【削除】

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図3のとおりである。

国のマニュアル改正による
国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による
国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

【別図3は別添のとおり】

ウ 府〔府民生活部〕は、国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 重大なトラブルに関する情報連絡の場合

関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において重大なトラブルが発生した場合、直ちに府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図3のとおりである。

(3) 原子力第一防災体制発令の連絡の場合

高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、原子力第一防災体制を発令した場合、直ちに府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図3のとおりである。

(4) 特定事象発生通報があった場合

ア 原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、原災法、高浜発電所原子力事業者防災業務計画、大飯発電所原子力事業者防災業務計画等に基づき、直ちに（15分以内を目途）府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会、福井県、高浜町又はおおい町へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、関西広域連合、警察本部、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、府をはじめ官邸（内閣官房）、福井県、高浜町、おおい町、福井県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む舞鶴市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

ウ 府〔府民生活部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

【削除】

【削除】

(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う

国のマニュアル改正による

警戒事態として整理

警戒事態として整理

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

連絡先の整理

国のマニュアル改正による

<p>ウ (略)</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府をはじめ、国、福井県等に連絡することとされている。 <u>なお、これらの連絡系統図は、別図4のとおりである。</u></p> <p>(5) 府のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合 ア 府〔府民生活部、文化環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。 イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、関西電力株式会社に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、府はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。 <u>なお、これらの連絡系統図は別図4のとおりである。</u></p> <p>2 応急対策活動情報の連絡 (1) 重大なトラブルに関する情報連絡後の情報連絡 <u>関西電力株式会社は、府、府内関係市町及び関係機関に施設の状況等を定期的にファクシミリにより連絡するとともに、必要に応じ随時連絡するものとする。</u> (2) 原子力第一防災体制発令後の情報連絡 <u>原子力防災管理者は、府、府内関係市町及び関係機関に施設の状況、応急対策活動の状況、発電所原子力緊急時対策本部の設置状況等を定期的にファクシミリにより連絡するとともに、必要に応じ随時連絡するも</u></p>	<p><u>よう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</u> <u>なお、これらの連絡系統図は、別図4のとおりである。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>(5) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合 ア 府〔府民生活部、文化環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。 イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、関西電力株式会社に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、府はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。 <u>なお、これらの連絡系統図は別図4のとおりである。</u></p> <p>2 応急対策活動情報の連絡 【削除】</p> <p>【削除】</p>	<p>【別図4は別添のとおり】</p> <p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p> <p>警戒事態として整理</p> <p>警戒事態として整理</p>
---	--	---

のとする。

(3) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、関西電力株式会社の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、府は通報を受けた事象に関する関西電力株式会社への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ～オ (略)

(4) 原子力緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

ア 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、関西電力株式会社の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的にファクシミリにより連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に関する関西電力株式会社への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ～オ (略)

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに府をはじめ内閣府(内閣総理大臣)、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸(内閣官房)及び府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

職員の構成、業務内容等は別に定める。

イ (略)

ウ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 (略)

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合の対応
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング(空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料)を強化し、結果を取りまとめ、第3編第3章1(2)アに規定する事故対策本部に報告するものとする。

(2) 初動対応段階の緊急時モニタリングの実施

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備(主に空間放射線量率の測定)を直ちに開始す

ウ (略)

エ 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

3 (略)

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 緊急時モニタリング等の実施

ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

イ 警戒事態の環境放射線モニタリング

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

ウ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるものとされている。府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

エ 緊急時モニタリングの実施

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による
国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

る。
府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、関西電力株式会社から特定事象通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。緊急時モニタリングセンターは、特定事象発生の通報を受けて、直ちに緊急時モニタリングを開始する。緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果を取りまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとする。

緊急時モニタリングの実施に当たっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、OILに基づく防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考慮する。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針や緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、速やかに策定するものとされている。

原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議結果について、現地事故対策会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。

(4) 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

(5) モニタリング結果の共有

緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施する。

オ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。

国のマニュアル改正による

【削除】

国のマニュアル改正による

カ モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから府及び府内関係市町に連絡するとともに、府は連絡を受けた結果について、府内関係市町以外の市町村及び関西広域連合に連絡するものとする。

- (6) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測
国、指定公共機関及び府〔健康福祉部〕は連携し、特定事象発生時の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3章 活動体制の確立

1 府の活動体制

- (1) 警戒事象又は重大なトラブル発生時の警戒態勢
府〔府民生活部〕は、警戒事象又は重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
なお、関係課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。
また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。
- (2) 原子力第一防災体制発令時の警戒態勢
ア 事故対策本部の設置
府〔府民生活部〕は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、その他知事が必要と認めた場合、知事を本部長とする事故対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、府内市町村にその旨を連絡するものとする。

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及びオフサイトセンター放射線班と共有する。

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、府内市町村及び関西広域連合と共有する。

- (2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測
国、指定公共機関及び府〔健康福祉部〕は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3章 活動体制の確立

1 府の活動体制

- (1) 情報収集事態発生時の警戒態勢
府〔府民生活部〕は、情報収集事態発生時に、必要に応じ、原子力災害関係課連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
なお、原子力災害関係課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。
また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。
- (2) 警戒事態発生時の警戒態勢
ア 原子力災害警戒本部の設置
府〔府民生活部〕は、警戒事態の発生を認知した場合又は知事が必要と認めた場合、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による
名称変更

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 事故対策本部の組織等
事故対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2のとおりとする。
事故対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 事故対策本部の閉鎖
事故対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。
(ア) 事故対策本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたと

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。
エ 事故対策支部の設置
事故対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする事故対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。
なお、事故対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 原子力災害警戒本部の組織等
原子力災害警戒本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2のとおりとする。
原子力災害警戒本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 原子力災害警戒支部の設置
原子力災害警戒本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする原子力災害警戒支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。
なお、原子力災害警戒支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

エ 情報の収集
府〔府民生活部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

オ 対策拠点施設の設定準備への協力
府〔府民生活部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

カ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣す

名称変更

クに移動

名称変更

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(3) 特定事象発生の通報を受けた場合の態勢

ア 災害対策本部の設置

府は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、関西電力株式会社が原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備及び府が設置する放射線測定所において5 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合(ただし、当該数値が一地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。))や落雷の時に検出された場合を除く。)、その他知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、その旨を府内関係市町及び関西広域連合に連絡するとともに、国、府内関係市町及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた者を本部長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出前における国への要請等については、国の原子力災害対策本部設置を前提としたものを除くものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、

るものとする。

キ 国等との情報の共有等

府〔府民生活部〕は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

ク 原子力災害警戒本部の閉鎖

原子力災害警戒本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢

ア 原子力災害対策本部の設置等

府〔府民生活部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、その旨を府内市町村及び関西広域連合に連絡するとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地原子力災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 原子力災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

原子力災害対策本部の組織、構成、配備体制、参

国のマニュアル改正による

ウから移動

国のマニュアル改正による
名称変更

国のマニュアル改正による

名称変更

所掌事務等は別表3のとおりとする。
災害対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ (略)

エ 災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

オ 災害対策支部の設置

災害対策本部の地方組織として、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、災害対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

カ 消防庁への報告

調査報告事項は火災・災害即報要領による。

キ 府内市町村等への連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び府内市町村の市町村長へ連絡するとともに、府内関係市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

ク 情報の収集

府〔府民生活部〕は、警戒事象、重大なトラブル、原子力第一防災体制、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るとともに、国との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

ケ 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔府民生活部〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

コ～サ (略)

集方法、所掌事務等は別表3のとおりとする。

原子力災害対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ (略)

エ 原子力災害対策支部の設置

災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、原子力災害対策本部の地方組織として、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする原子力災害対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、原子力災害対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

【削除】

【削除】

オ 情報の収集

府〔府民生活部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

カ 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔府民生活部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

キ～ク (略)

ケ 原子力災害対策本部の閉鎖

キに移動

名称変更

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

エから移動

- 2 原子力災害合同対策協議会への出席等
 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。
 原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。
 また、府は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。
- 3 専門家の派遣要請
 府〔府民生活部〕は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。
- 4 応援要請及び職員の派遣要請等
 (1)～(2) (略)
 (3) 緊急時モニタリング要員の要請等
緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。
 緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請する。
- 5～6 (略)
- 7 防災業務関係者の安全確保
 (略)
 (1) (略)
 (2) 防護対策
 ア 府現地災害対策本部長、府災害対策支部長、緊急時医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。

- 2 原子力災害合同対策協議会への出席等
 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。
 原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。
 また、府は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。
- 3 専門家の派遣要請
 府〔府民生活部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。
- 4 応援要請及び職員の派遣要請等
 (1)～(2) (略)
 (3) 緊急時モニタリング要員の要請等
 緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請する。
- 5～6 (略)
- 7 防災業務関係者の安全確保
 (略)
 (1) (略)
 (2) 防護対策
 ア 府原子力災害対策本部長、府現地原子力災害対策本部長、府原子力災害対策支部長、緊急時医療センター長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ (略)

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア～ウ (略)

エ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療センター及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

オ (略)

カ (略)

第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

府〔府民生活部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

(1) 府〔府民生活部〕は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うと

に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府原子力災害対策本部長、府現地原子力災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ (略)

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア～ウ (略)

エ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療センター及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

(4) 安全対策

ア (略)

イ (略)

第4章 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

府〔府民生活部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 府〔府民生活部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

また、府は、国の要請又は独自の判断により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

もに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達することとする。また、府〔府民生活部〕は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

- (3) 府〔府民生活部〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

また、府〔府民生活部〕は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZを含む府内関係市町にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、府〔府民生活部、文化環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

なお、知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。

また、府〔府民生活部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとするとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

- (3) 府〔府民生活部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

また、府〔府民生活部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、府〔府民生活部、文化環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(4) 府〔府民生活部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(6)～(8) (略)

2 避難場所

(1) 府〔府民生活部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安

に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、府〔府民生活部〕は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、府〔府民生活部〕は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(6) 府〔府民生活部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

【削除】

(7)～(9) (略)

2 避難所等

(1) 府〔府民生活部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対す

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。

(2) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市町村に提供するものとする。

(3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、府は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、府は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

る安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

(2) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市町村に提供するものとする。

(3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、府は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(5) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) (略)

(7) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) (略)

3 広域一時滞在（一次避難）

(1)～(3) (略)

(4)～(5) (略)

4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、原子力災害対策指針に基づき、関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

(5) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、府〔府民生活部〕は関係機関と連携し、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) (略)

(7) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) (略)

3 広域一時滞在（一次避難）

(1)～(3) (略)

(4) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。

(5)～(6) (略)

4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難及び除染措置を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、原子力災害対策指針に基づき、関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

国のマニュアル改正による

男女共同参画の視点で作成した避難所運営ガイドを計画に記載

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) (略)

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

府〔健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 災害時要配慮者等への配慮

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。府内の医療機関では転院に対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並びに国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) (略)

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

府〔健康福祉部〕は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 要配慮者への配慮

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。府内の医療機関では転院に対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による
国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、府〔健康福祉部〕は、被災施設からの転所が府内の他の施設では対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並びに国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

びに国に対し、受入れ協力を要請するものとする。
 (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、府〔健康福祉部〕は、被災施設からの転所が府内の他の施設では対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並びに国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。
 (4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

国のマニュアル改正による

平成25年度に放射線防護工事が完了した施設を要配慮者避難施設として位置づけ

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

国のマニュアル改正による

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あ

国のマニュアル改正による

画等に基づき、避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

(1) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、市町村長等が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 府内関係市町の市町長は、あらかじめ定める避難等措置計画に基づき、原則として、警察官、消防職員等の誘導のもとに住民等を退避、コンクリート屋内退避又は避難させるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) (略)

(3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

(4) (略)

(5) 府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に

らかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

(1) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

(2)～(4) (略)

【削除】

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) (略)

(3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) (略)

(5) 府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

1 府〔府民生活部〕は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

2 府警察本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報等の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

また、府警察本部は、府内関係市町の市町長が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために立入制限区域又は立入禁止区域の設定等の必要な措置をとるものとする。

なお、第3編第4章1(1)の場合であって府内関係市町の市町長に避難の勧告又は指示のいとまがないと認められるときは、住民等に対し、屋内退避、避難等の指示を行うものとする。

第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。

応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

【削除】

第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に
応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

3 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

(略)

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送

第2順位～第5順位 (略)

2 (略)

第8章 救助・救急及び医療活動

1 (略)

2 医療活動等

(1)～(2) (略)

(3) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属

け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。

また、府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

【削除】

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

(略)

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位～第5順位 (略)

2 (略)

第8章 救助・救急及び医療活動

1 (略)

2 医療活動等

(1) 府〔健康福祉部〕は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2) 府〔健康福祉部〕は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。

(4) 府〔健康福祉部〕は、府内又は近隣府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

(5)～(6) (略)

(7) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、医療救護班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

- (4) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

(略)

1 住民等への情報伝達活動

(1)～(2) (略)

(3) 府〔知事直轄組織、府民生活部、健康福祉部、農林水産部〕は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び災害時要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び関西電力株式会社と相互に連絡をとりあうものとする。

を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、医療救護班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

- (8) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

(略)

1 住民等への情報伝達活動

(1)～(2) (略)

(3) 府〔知事直轄組織、府民生活部、健康福祉部、農林水産部〕は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、関西電力株式会社等と相互に連絡をとりあうものとする。

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

(5) 府〔知事直轄組織、府民生活部、文化環境部〕は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、避難状況の確実な把握に向けて、市町村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

(7) (略)

2 住民等からの問い合わせに対する対応

府〔府民生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(5) 府〔知事直轄組織、府民生活部、文化環境部〕は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

【削除】

(6) (略)

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 府〔府民生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 府〔府民生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府〔府民生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府内関係市町、福井県等、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害

国のマニュアル改正による

国のマニュアル改正による

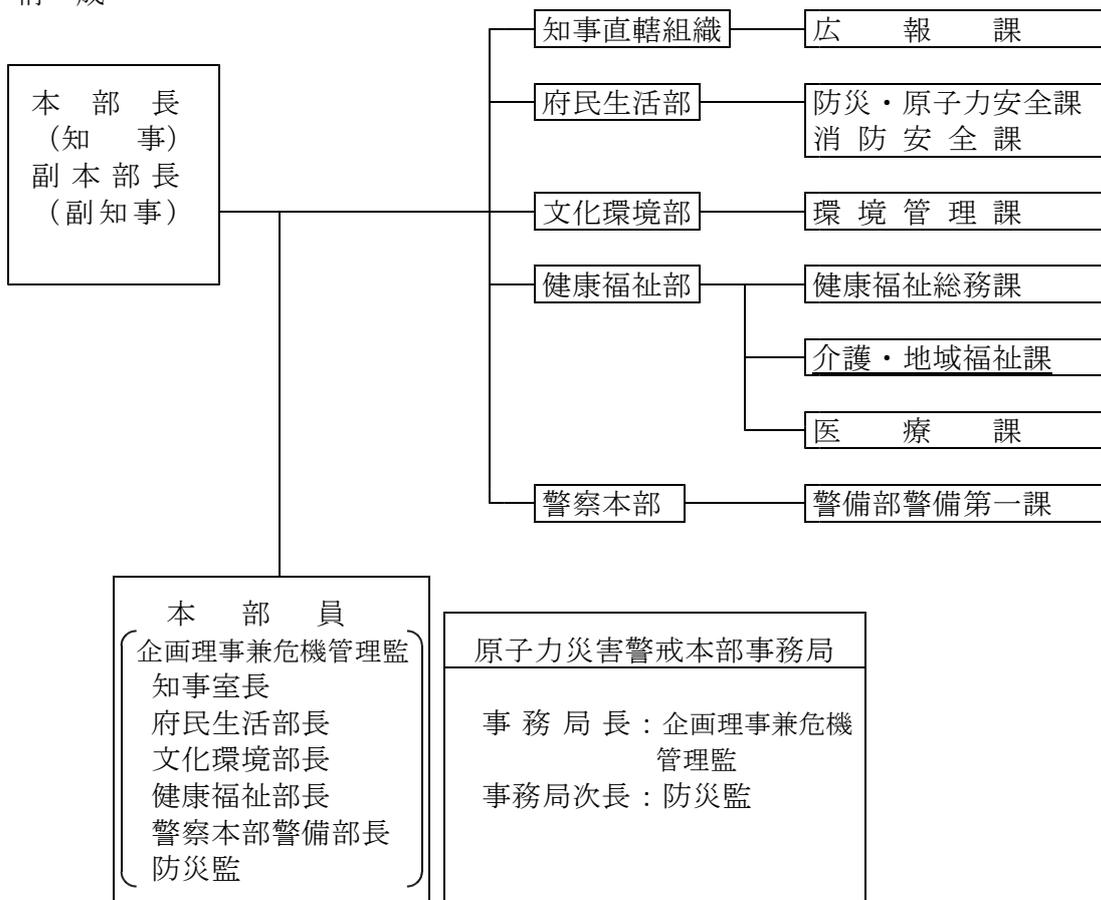
国のマニュアル改正による

<p>3～4 (略)</p> <p>第10章 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ等 府〔府民生活部、健康福祉部〕及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、<u>現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受け入れ (略)</p>	<p><u>者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第10章 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ等 府〔府民生活部、健康福祉部〕及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、<u>必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等<u>及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ (略)</p>	<p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p>
<p>第4編 原子力災害中長期対策計画</p> <p>第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除 関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、府、福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。 また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるとされている。 府〔府民生活部〕は、高浜発電所及び大飯発電所から原子</p>	<p>第4編 原子力災害中長期対策計画</p> <p>第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除 関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、府、福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。 また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるとされている。 府〔府民生活部〕は、高浜発電所及び大飯発電所から原子</p>	<p>国のマニュアル改正による</p>

<p>力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 府〔文化環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係機関及び関西電力株式会社と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第8章 災害地域住民に係る記録等の作成 1～2 (略) 3 災害対策措置状況の記録 府〔府民生活部〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第9章 被災者等の生活再建等の支援 1 (略) 2 府〔府民生活部〕は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 3 (略)</p>	<p>力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される<u>原子力災害現地対策本部</u>及び原子力被災者生活支援チームと連携して<u>原子力災害事後対策</u>や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 府〔文化環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、<u>関係省庁</u>及び関西電力株式会社等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第8章 災害地域住民に係る記録等の作成 1～2 (略) 3 災害対策措置状況の記録 府〔府民生活部〕は、被災地の汚染状況図、<u>緊急事態</u>応急対策措置及び<u>原子力災害中長期対策措置</u>を記録しておくものとする。</p> <p>第9章 被災者等の生活再建等の支援 1 (略) 2 府〔府民生活部〕は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 3 (略)</p>	<p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p> <p>国のマニュアル改正による</p>
---	--	---

別表1 原子力災害警戒本部の態勢

1 構成



2 担当部・課の事務分掌

担当部名	担当室・課名	事務分掌
知事直轄組織	広報課	1 広報活動に関すること。
府民生活部	防災・原子力安全課 消防安全課	1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関すること。 3 関西電力株式会社との連絡調整に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 被ばく防護資機材及び避難用バスの調達・管理に関すること。
文化環境部	環境管理課	1 府モニタリング本部設置に関すること。 2 環境放射線モニタリングの強化に関すること。 3 京都府保健環境研究所との連絡調整に関すること。
健康福祉部	健康福祉総務課	1 災害救助法適用の準備に関すること。
	介護・地域福祉課	1 要配慮者避難支援センター設置の準備に関すること。
	医療課	1 緊急時医療措置等の準備に関すること。 2 安定ヨウ素剤の準備に関すること。
警察本部	警備部警備第一課	1 災害情報の収集に関すること。 2 警察活動の連絡調整に関すること。

3 その他

原子力災害警戒本部に係る参集方法その他の事項については別表4に定めるところによる。

別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢

参集部課	体制		関係課連絡会議	原子力災害警戒本部	原子力災害対策本部
	設置時期		情報収集事態発生時	警戒事態発生時	施設敷地緊急事態発生時
	本部長(副)		座長：防 災 監	知事(副知事)	知事(副知事)
	設置場所		防災・原子力安全課	災害対策本部室	同左
	参集方法	時間内	庁内電話による連絡	同左	同左
	時間外	宿日直からの電話連絡	同左	同左	
知事直轄組織		広報課	広報課	秘書課 広報課 給与厚生課 会計課	
総務部				総務調整課	
政策企画部				企画総務課 情報政策課	
府民生活部		防災・原子力安全課	防災・原子力安全課 消防安全課	防災・原子力安全課 消防安全課 府民総務課 府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター	
文化環境部		環境管理課	環境管理課	文化環境総務課 環境管理課 公営企画課	
健康福祉部		医療課	健康福祉総務課 介護・地域福祉課 医療課	健康福祉総務課 健康対策課 医療課 生活衛生課 薬務課	
商工労働観光部				産業労働総務課 経営支援課 観光課	
農林水産部				農政課 農産課 畜産課 水産課	
建設交通部				監理課 道路管理課 港湾課 交通政策課	
議会事務局				総務課	
教育庁				総務企画課 保健体育課	
警察本部		警備部警備第一課	警備部警備第一課	警備部警備第一課 生活安全部生活安全企画課 地域部地域課 交通部交通規制課 警務部広報応接課	

別図1 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
--------------------------	--

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
---	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
---	--

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力 	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
--	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
---	--

3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑨ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子 	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること	
--	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑧ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑨ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

5. 原子炉（1. ～ 4. に掲げる原子炉を除く。）

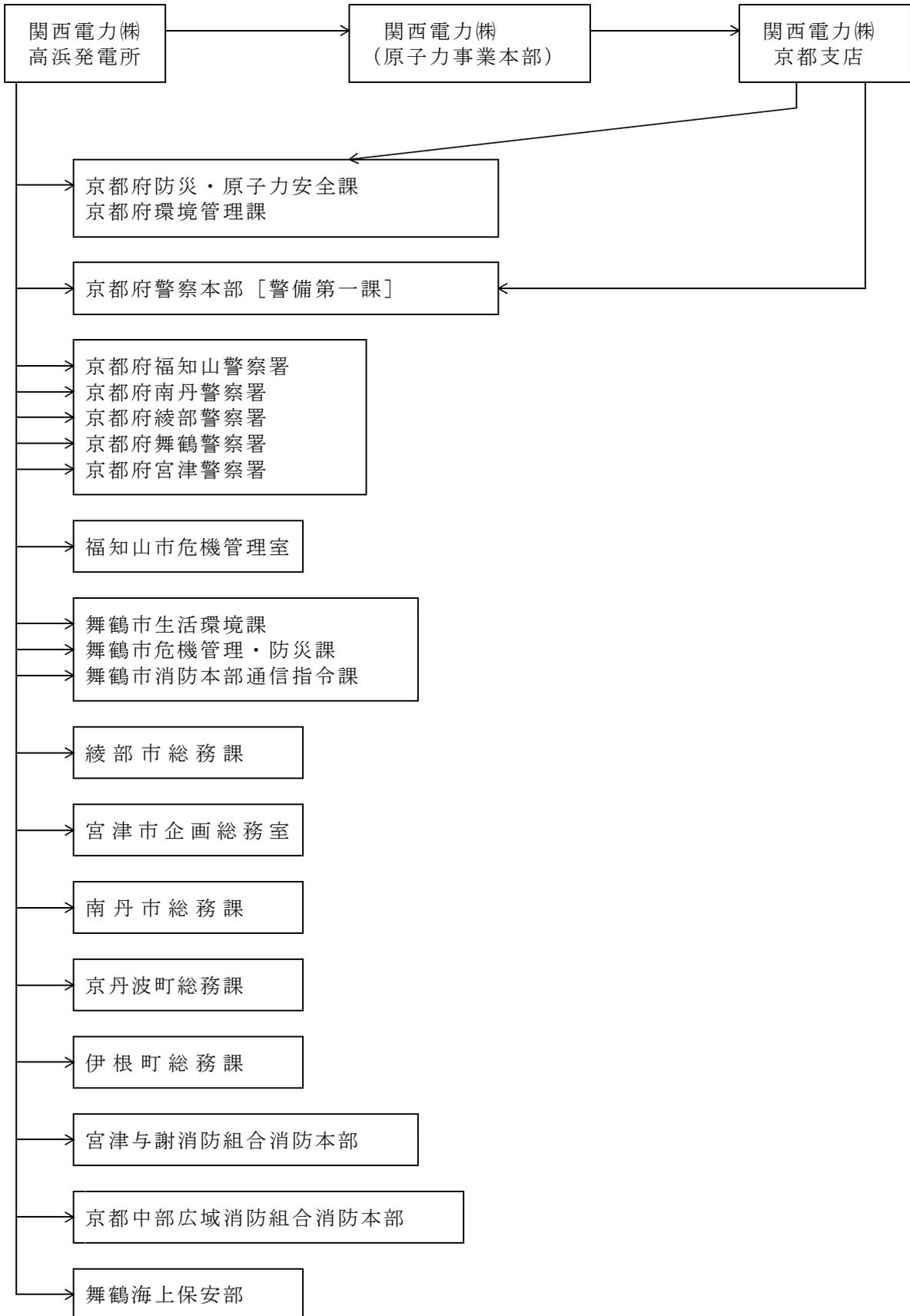
- ・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料プールに新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料プール内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉等。

警戒事態に該当する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態に該当する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

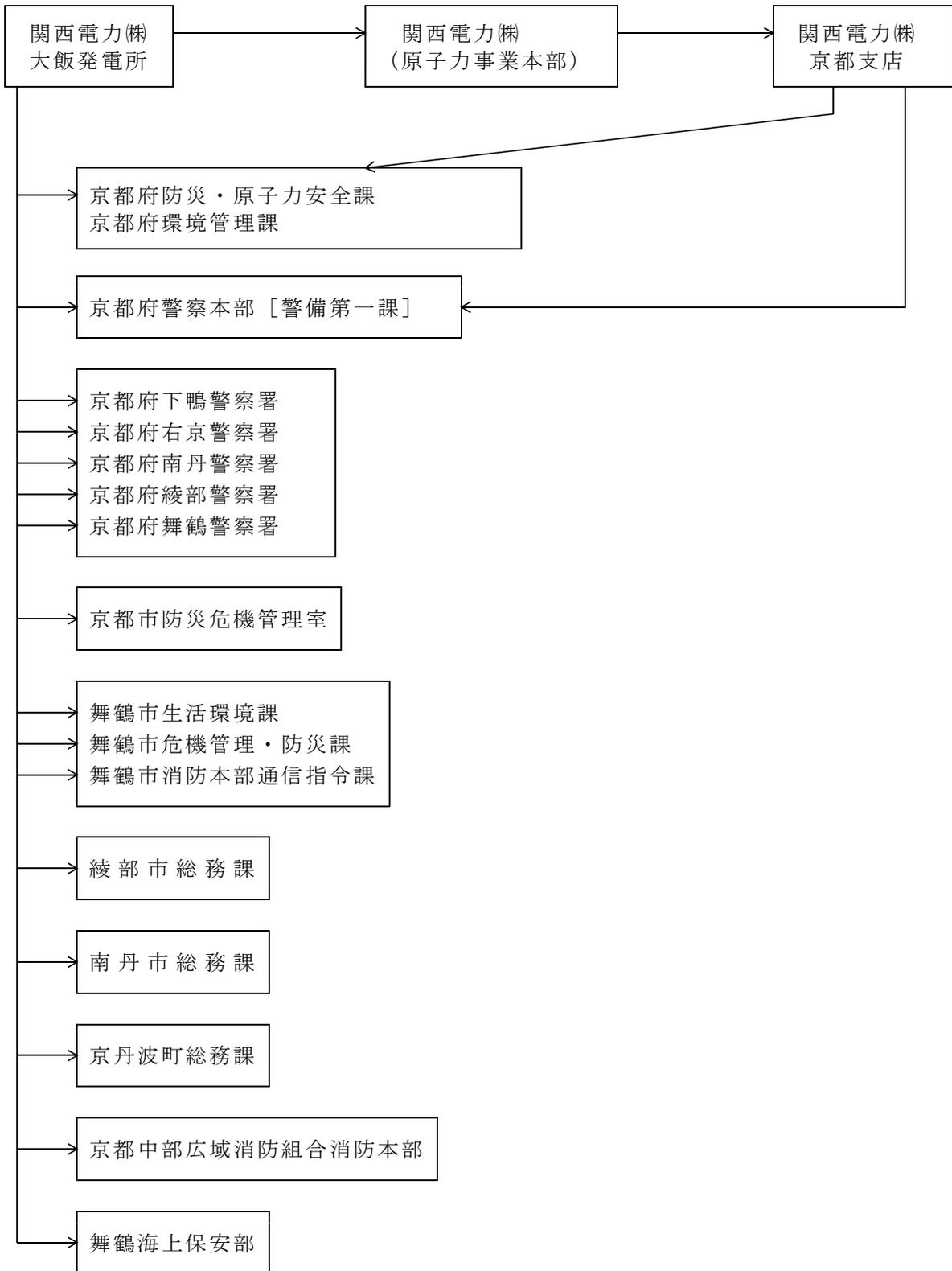
全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

「警戒事象発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



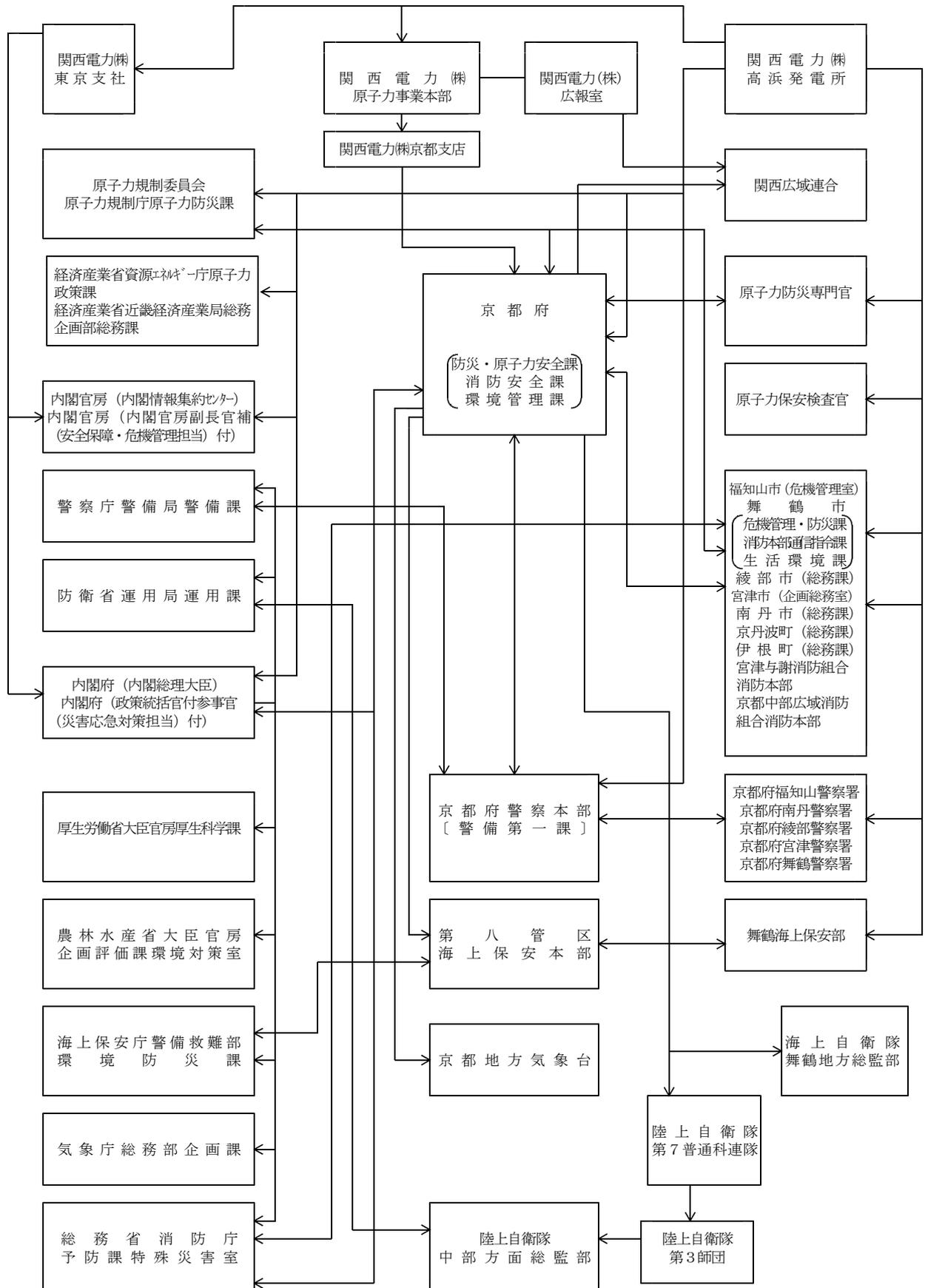
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事象発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)

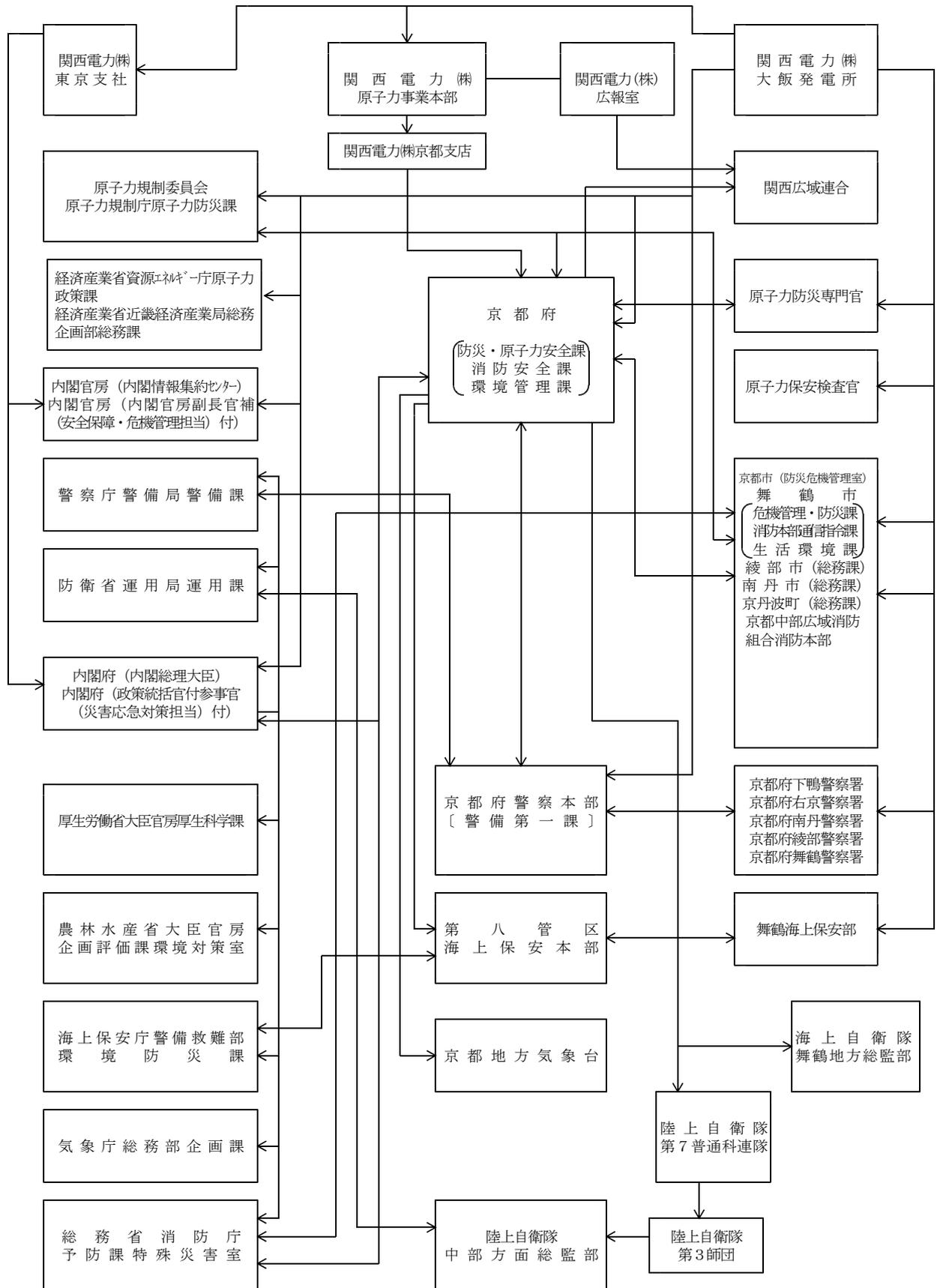


※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(高浜発電所)



「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(大飯発電所)



原子力災害対策指針の策定経過等について

1 原子力災害対策指針の策定経過及び府地域防災計画への反映

原子力災害対策指針の策定経過	府地域防災計画への反映
<p>H24. 10. 31 原子力災害対策指針策定 → これまでの原子力防災対策の抜本的な見直し</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策に係る基本的事項（指針の位置付け、放射線被ばくの防護措置の考え方） P A Z、U P Zの導入 情報提供、教育・訓練等の事前準備 広域避難計画の策定 	<p>H23. 5. 20 防災会議において暫定計画策定（UPZ20km、モニタリングポスト7→31（H25. 3）初期被ばく医療機関5→16）</p> <p>H24. 3. 16 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>H24. 3. 23 防災会議においてP A Z5km、U P Z30kmとする暫定計画修正</p> <p>H24. 12. 27 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及びMACCS2の予測結果を踏まえ、100mSvを超える被ばくをさせないということを前提にP A Z・U P Zを設定すべき。 <p>H25. 2. 1 防災会議において府地域防災計画修正</p> <p>【主な修正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜発電所 P A Z 5km、U P Z 30km、大飯発電所 U P Z 32. 5km 広域避難対策について、西方面と南方面の避難先や学校施設の制限等の考え方を定める。
<p>H25. 2. 27 原子力災害対策指針第1次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時における判断及び防護措置実施基準（E A L・O I L）の設定 被ばく医療体制の整備（P A Z内住民への安定ヨウ素剤配布、スクリーニング実施体制等） 	<p>H25. 3. 12 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな防護措置基準は、日数・時間を定め、できるだけ被ばくを低減しようとする考え方であり、合理的である。 適切な避難判断ができるよう、平常時からモニタリングをしっかりと実施すること。 <p>H25. 7. 23 府地域防災計画修正</p>
<p>H25. 4. 10 原子力災害対策指針第2次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング等の在り方 安定ヨウ素剤の配布・服用 	<p>H25. 6. 5 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時には、測定項目と測定地点数が増えるので、面的な機動性のある体制の整備と訓練が重要 安定ヨウ素剤は服用方法を誤ると副作用を起こす可能性があるため、住民に対して事前に安定ヨウ素剤の副作用・注意事項の情報を十分知らせておくべき <p>H25. 7. 23 府地域防災計画修正</p>
<p>H25. 9. 5 原子力災害対策指針第3次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> E A Lを詳細に設定 	<p>H26. 4. 14 防災会議地域防災の見直し部会</p>

2 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

- (1) 原子力災害事前対策の在り方（プルームの影響を考慮したP P Aの導入等）
- (2) 緊急被ばく医療の在り方（プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準等）
- (3) 地域住民との情報共有等の在り方
- (4) 緊急時モニタリング（中期モニタリング・復旧期モニタリング）の在り方
- (5) 実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方
- (6) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

原子力災害警戒本部(旧関係課連絡会議・原子力事故対策本部)の拡充について

事象	主な内容	防護措置	参集メンバー	
重大なトラブル	特定事象に至るおそれがある故障等	なし	関係課連絡会議	
			広報課	広報活動
			防災・原子力安全課	関係課連絡会議の設置・運営
				関西電力(株)及び防災関係機関との連絡調整
			環境管理課	環境放射線モニタリング強化
			医療課	緊急時医療措置の準備
警備第一課	災害情報の収集			
原子力第一防災体制	敷地境界付近で1μSv/h	なし	原子力事故対策本部	
			広報課	広報活動
			防災・原子力安全課 消防安全課	事故対策本部の設置・運営
				関西電力(株)及び防災関係機関との連絡調整
				被ばく防護資機材の調達・管理
			環境管理課	環境放射線モニタリング強化
			健康福祉総務課	災害救助法の準備
			医療課	緊急時医療措置の準備
警備第一課	災害情報の収集			
	警察活動に係る連絡調整			

事象	主な内容	防護措置	参集メンバー	
警戒事態	福井県で震度6弱以上 交流電源が1系統のみ	施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	原子力災害警戒本部	
			広報課	広報活動
			防災・原子力安全課 消防安全課	原子力災害警戒本部の設置・運営
				関西電力(株)及び防災関係機関との連絡調整
				被ばく防護資機材及びバスの調達・管理
			環境管理課	府モニタリング本部設置
				環境放射線モニタリング強化
			健康福祉総務課	災害救助法の準備
			介護・地域福祉課	要配慮者避難支援センター設置準備
			医療課	緊急時医療措置の準備
安定ヨウ素剤の準備				
警備第一課	災害情報の収集			
	警察活動に係る連絡調整			

※避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

京都府災害時要配慮者避難支援センターについて

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整。

2 設立 平成25年3月28日

3 組織

(1) 構成団体・構成員

- | | | |
|------|--|---|
| 医療関係 | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府医師会 | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都私立病院協会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都精神科病院協会 | <input type="checkbox"/> 京都府病院協会 |
| | <input type="checkbox"/> 公益社団法人京都府看護協会 | <input type="checkbox"/> 京都透析医会 |

- | | |
|------|--|
| 福祉関係 | <input type="checkbox"/> 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都府ホームヘルパー連絡協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 社団法人京都府介護支援専門員会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都府障害厚生施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都知的障害者福祉施設協議会 |

- | | | | | | |
|------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 行政関係 | <input type="checkbox"/> 京都府 | <input type="checkbox"/> 京都市 | <input type="checkbox"/> 福知山市 | <input type="checkbox"/> 舞鶴市 | <input type="checkbox"/> 綾部市 |
| | <input type="checkbox"/> 宮津市 | <input type="checkbox"/> 南丹市 | <input type="checkbox"/> 京丹波町 | <input type="checkbox"/> 伊根町 | |

(2) センター長 京都府健康福祉部長

4 検討課題・協議事項

平成25年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に係る以下の検討課題について協議を行った。

- (1) 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
- (2) 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
- (3) 避難・受入調整のルールづくり
- (4) 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
- (5) その他避難支援等に関し必要な事項

UPZ圏域内の災害時要配慮者に係る 受入施設（案）

1. 医療施設関係

(1) 基本的な考え方

- 避難先は京都市以南の病院（空床）
- 避難は各病棟単位
- 避難時は、患者に医療スタッフが同伴 など

(2) 受入施設（案）

避難元施設		入院患者数	避難先地域（病院数）	
舞鶴市	病院（一般・療養病床）	約 800	京都市内	17
			亀岡市内	1
	有床診療所	約 40	京都市内	1
	精神科病床	約 350	福知山市以南	14
宮津市	病院（一般・療養）	約 60	京都市内	1
計		約1,250	34病院	

※ 入院患者数は様態別調査（H25.6.1現在）をもとに推計

2. 在宅関係

(1) 基本的な考え方

- 医療的ケアが必要な者は病院（空床）
- 同種の施設への避難を基本
- 移動距離をできるだけ短く（京都市以北でマッチング）
- 移動時はできるだけ在宅家族が付き添う など

(2) 受入施設（案）

避難元市町	人数	避難先地域（施設数）				計	
		京都市	南丹	中丹	丹後		
舞鶴市	約 840	21	12	5	4	42	
綾部市	約 250	16	1	5		22	
宮津市	約 400	2	4	11	16	33	
伊根町	約 10		1		3	4	
合計	高齢者	約1,060	25	11	15	13	64
	障害者	約 210	7	4	5	8	24
	医療ケア(要)	約 230	7	3	1	2	13
	計	約1,500	延べ13病院、88施設				101

3 福祉施設関係

(1) 基本的な考え方

- 医療的ケアが必要な者は病院（空床）
- 同種の施設への避難を基本
- 移動距離をできるだけ短く
- 移動時はできるだけ施設スタッフが付き添う など

(2) 受入施設（案）

避難元施設	入所者数	避難先地域（施設数）							計	
		京都市	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹	丹後		
舞鶴市	約1,270	67	8	6		10	12	1	104	
綾部市	約210	1		11					12	
宮津市	約500	22					7	5	34	
南丹市	約200	5	2	2		8			17	
京丹波町	約70			2		2			4	
伊根町	約40	1					1	5	7	
合計	高齢者	約1,640	77	9	16		11	13	9	135
	障害者	約330	4		2		8	7	1	22
	児童	約130	7				1		1	9
	医療ケア(要)	約190	8	1	3					12
計	約2,290	延べ12病院、166施設							178	

病院等入院患者に係る避難先病院との受入に関する 基本的な考え方(案)

1 避難の方針 (H25.8.30 幹事会での了承)

- 避難先は、京都市以南の病院の空床を利用する。
- 避難は、各病棟単位で行う。
- 避難時は、患者に医療スタッフが同伴する。
- 精神科病床に入院中の患者は、急性期と慢性期に分け、精神科病床を有する病院で受入れる。
- 重篤な患者（ICU等入院患者）は、機器等が整った救命救急センター等で受入れる。
- 避難先には、初期被ばく医療機関、災害拠点病院、特定機能病院は除外する。

2 マッチングに係る事項

- ▶ 療養病床は稼働率が高く、空床が少ないことから、療養病床に入院中の患者についても、一般病床の空床を利用する。
- ▶ 複数の病棟を有する病院で1箇所の受入病院では対応できない場合は、効率的な避難・受入を行うため、地理的に近接している複数の病院を選択する（京都市内の2次病院群を参考）。
- ▶ 入院患者を円滑に引き継ぐため、開設者の同じ病院を優先する。
- ▶ 産科病棟を有している病院は、受入先病院でも対応可能な病院を選択する。
- ▶ 入院患者への透析を実施している病院は、入院透析が可能な病院を選択する。

福祉施設入所者・在宅重度要配慮者の避難受入れに係る基本的な考え方

要配慮者は、生活環境の変化により体調の悪化をまねくおそれが大きいため、やむを得ず広域避難をする場合であっても、できるだけ避難に伴う心身の負担を軽減できるよう配慮する。

〔受入施設の選定方法〕

- 1 在宅重度要配慮者は、発災後直ちに避難する必要があり、家族の付き添いが困難となる場合も想定されるため、在宅重度要配慮者、福祉施設入所者の順により、できるだけ近くの避難先から選定する。
- 2 医療的ケアが必要な者は、できるだけ近くの病院へ避難する。
- 3 医療的ケアが必要でないものについては、現在の生活環境をできるだけ変えないような福祉施設等で受け入れることとし、次のとおりとする。

【在宅重度要配慮者】

原則として、高齢者はケアを行うスタッフと設備が整っている特養へ、障害者は障害の種別に応じた福祉施設へそれぞれ避難する。

ただし、受入施設の数不足の場合は、できるだけ同等のサービスが受けられ、かつ、他の入所者への影響が少ないと思われる他の種別の福祉施設へ避難することとする。

- ▶ 高齢者 → 特別養護老人ホーム、老人保健施設
- ▶ 障害者 → 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所

【福祉施設入所者】

- ① 原則として同種の福祉施設へ避難する。

- ▶ 特別養護老人ホーム → 特別養護老人ホーム
- ▶ 老人保健施設 → 老人保健施設
- ▶ 養護老人ホーム → 養護老人ホーム
- ▶ 軽費老人ホーム → 軽費老人ホーム
- ▶ 障害者支援施設 → 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所
- ▶ 児童養護施設等 → 児童養護施設等

- ② 同種の福祉施設だけでは受入施設の数不足の場合は、できるだけ同等のサービスが受けられ、かつ、他の入所者への影響が少ないと思われる他の種別の福祉施設へ避難する。

- ▶ 特別養護老人ホーム → 老人保健施設、病院
- ▶ 軽費老人ホーム → 老人保健施設、養護老人ホーム、病院など

- ③ 他の種別の福祉施設を含めても受入施設の数不足の場合は、入所者の状況を考慮して、旅館、ホテル等の活用を検討する。

〔留意事項〕

- 在宅重度要配慮者のうち、市町内避難が可能な市町については、各市町ごとの避難計画に基づき避難することとし、広域避難の対象とはしない。(京都市、福知山市、南丹市、京丹波町)
- 受入施設への移動は長時間となることが想定され、避難者の心身の安定を図る必要があることから、できるだけ避難元施設のスタッフや家族が避難者に付き添うものとする。
- 受入施設については、各市町村の避難計画で福祉避難所等として位置付けられていることが想定されるため、事前に各市町村との調整が必要。

福祉施設入所者・在宅重度要配慮者の広域避難先

○在宅重度要配慮者

市町名	UPZ圏内 在宅者数	避難受入施設(受入可能数(目安))												合計		
		病院						福祉施設								
		丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	計	丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓		山城北	山城南
舞鶴市	840				115		115	10	140	210	365				725	840
綾部市	250				40		40		70	5	145				220	260
宮津市	400	5	10	65	5		85	140	175	5	15				335	420
伊根町	10	5					5	10		5					15	20
高齢者	1,230	5	5	65	105		180	125	330	205	405				1,065	1,245
障害者	270	5	5	0	55		65	35	55	20	120				230	295
合計	1,500	10	10	65	160		245	160	385	225	525				1,295	1,540

※京都市、福知山市、南丹市及び京丹波町の在宅者はそれぞれの市町内で避難

○社会福祉施設入所者

市町村	UPZ圏内 入所者数	避難受入施設(受入可能数(目安))												合計		
		病院						福祉施設								
		丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	計	丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓		山城北	山城南
舞鶴市	1,270				105	25	130	5	200	125	700	80	45		1,155	1,285
綾部市	210					15	15				30		170		200	215
宮津市	500				25		25	90	80		310				480	505
南丹市	200					20	20			85	75	15	5		180	200
京丹波町	70					10	10			15			50		65	75
伊根町	40						5	35	10						45	50
高齢者	1,820				135	15	195	100	175	120	940	95	220		1,650	1,845
障害者	340					10	10	25	115	90	60		50		340	350
児童	130						0	5		15	115				135	135
合計	2,290	0	0	0	135	25	205	130	290	225	1,115	95	270	0	2,125	2,330

※福祉施設へ避難する者は、原則として同一種別の福祉施設で受け入れる。ただし、情緒障害児短期治療施設の入所者は児童養護施設で受け入れる。

※ 障害者は、身体、知的、精神の各種別ごとに受入可能な施設へ振り分けている。

原子力災害対策施設整備事業について

1 趣 旨

緊急時に即時避難が困難な要援護者や住民等を安全に避難させるため、特に半島地域において、要援護者施設等に放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設を確保する。

2 補助対象事業

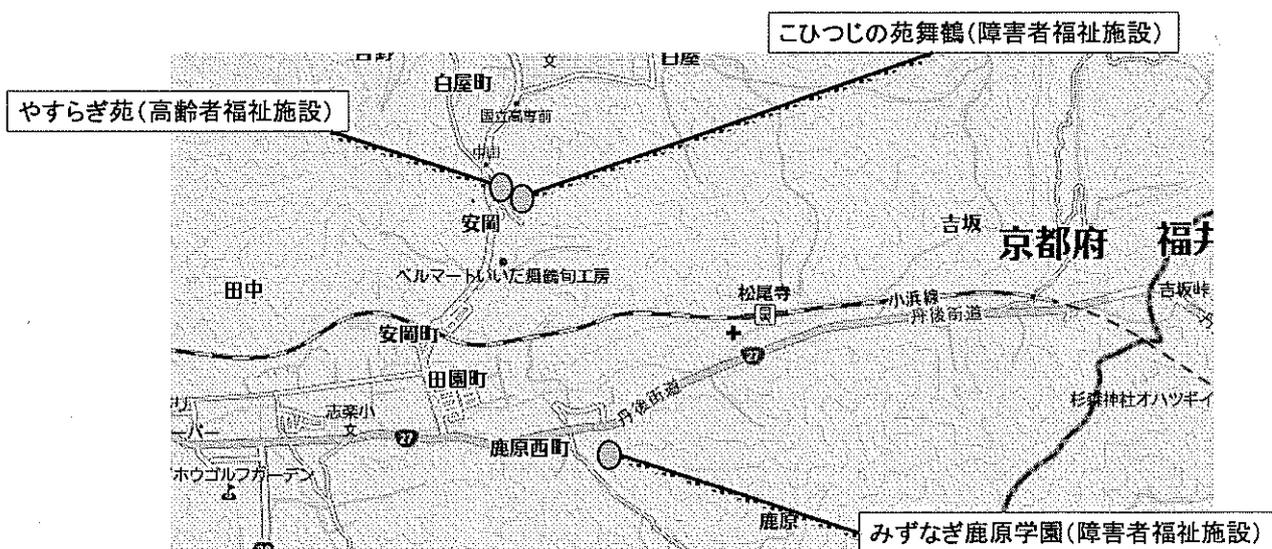
- 空気清浄機の設定
- 非常用電源装置（自家用発動発電機）の設定等
- 窓や扉の気密性向上（サッシの取り替え、出入口の二重扉等）

の工事

3 平成25年度事業完了施設

舞鶴市内の3社会福祉施設

- こひつじの苑舞鶴（運営主体：社会福祉法人 京都太陽の園）
- みずなぎ鹿原学園（運営主体：社会福祉法人 みずなぎ学園）
- やすらぎ苑（運営主体：社会福祉法人 大樹会）



京都府緊急時モニタリング計画案の概要について

1 緊急時モニタリング計画

原子力規制委員会の統括の下、関係機関と連携し迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施するための行動計画であり、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料及び放射線の影響の評価材料を提供する。

[府地域防災計画（原子力災害対策編）第7章 緊急事態応急体制の整備で規定]

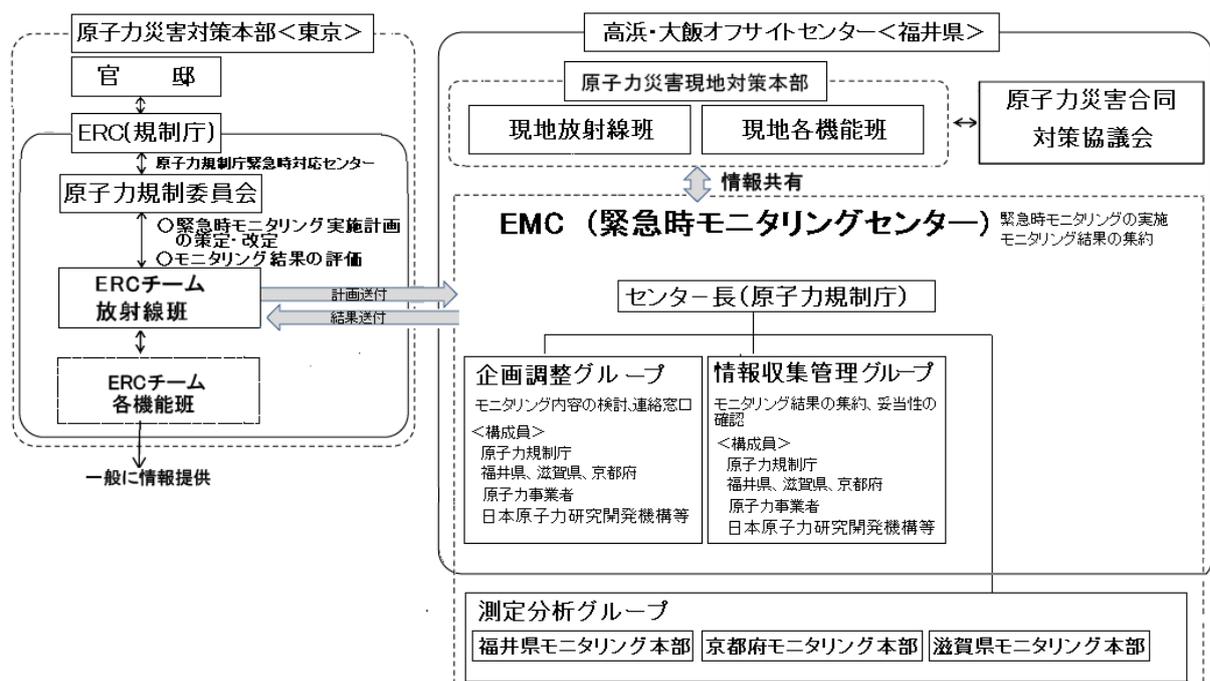
2 経過

平成25年7月	規制庁、4府県による「緊急時モニタリング等の実施に関する検討チーム」で検討を開始
平成25年9月	「原子力災害対策指針」全部改正
平成26年1月	「原子力災害対策指針補足参考資料」策定
平成26年3月	「緊急時モニタリング計画の作成要領案」策定
平成26年3月	専門家から意見聴取（高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会）

3 計画の概要（従前の計画からの刷新点）

- (1) 国（原子力規制委員会）の統括、指揮の下、関係機関が連携し実施。
- (2) O I L 1 や O I L 2 など、避難等の防護措置の実施の判断基準に必要なモニタリングを優先
- (3) 「警戒事態」等の緊急時活動レベル（E A L）を導入し、放出前から緊急時モニタリングを開始

4 高浜・大飯サイトの緊急時モニタリング実施体制（全体）



5 計画案の記載内容

第1	目的	規制委員会の統括の下、迅速・効率的に実施し防護措置の判断材料の提供
第2	基本的事項	施設敷地緊急事態で緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置
第3	緊急時モニタリング体制	EMCは規制庁、福井県、滋賀県、府等で構成
第4	緊急時モニタリング体制の整備	府は国の動員計画と調整して実施要領に動員計画を規定
第5	出動連絡	警戒事態で環境管理課長が召集、職員を福井県のEMCへ派遣
第6	緊急時モニタリングに対する協力要請	EMC長が航空機・海域モニタリングや関係府県外都道府県へ協力要請
第7	緊急時モニタリングの実施	警戒事態：府モニタリング本部設置 固定観測局の監視強化 可搬型ポストの設置、モニタリングカーによる走行サーベの実施 施設敷地緊急事態：府モニタリング本部はEMCの測定分析グループの一員としてモニタリングを実施 UPZ圏内の空間線量率の監視強化 全面緊急事態：緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングを実施 広範囲な周辺環境における空間線量率及び放射性物質濃度のモニタリング
第8	EMCの運営等	EMCは、企画運営グループ、情報収集管理グループ、測定分析グループで構成
第9	緊急時モニタリング結果	測定結果は、EMCで妥当性を確認し原子力災害対策本部で評価
第10	モニタリング要員の被ばく管理等	要員の防護措置、管理基準の設定等被ばく管理方法を規定
第11	その他	中長期・復旧期モニタリングは、今後の検討結果を踏まえ改訂

京都府緊急時モニタリング計画 (案)

京都府

第1 目的

(1) 計画の目的

この計画は、京都府（以下「府」という。）が、原子力災害対策指針及び府地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備及び緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、国の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料を提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とする。

第2 基本的事項

(1) 基本方針

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」発生後、府は「府モニタリング本部」を設置し、府及び関西電力株式会社が連携して環境放射線モニタリングを実施する。

「施設敷地緊急事態」発生後、国は「緊急時モニタリングセンター」（以下「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、福井県、滋賀県、府、関係市町、その他の都道府県、関西電力株式会社、関係指定公共機関等が、国の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

府及び関西電力(株)は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で「府モニタリング本部」を府のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

ア 本府の緊急時モニタリング体制の整備

イ 「府モニタリング本部」及びEMCの組織、運営

ウ EMCの指揮下で「府モニタリング本部」が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本計画は、本府の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画及び関係府県（福井県及び滋賀県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」で定められる。

緊急時モニタリング実施計画は、「施設敷地緊急事態」発生後は、国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

(4) 「京都府緊急時モニタリング実施要領」の作成

府は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、具体的な実施内容・方法等を規定した「府緊急時モニタリング実施要領」を作成する。

第3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリング体制は、原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分に基づき、別表1のとおりとする。

なお、「原子力災害対策マニュアル」（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会）に基づく情報収集事態（原子力施設等立地市町で震度5弱以上の地震）が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、府保健環境研究所は、固定観測局稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

(2) 「京都府モニタリング本部」の設置

ア 警戒事態発生の連絡を受けた後、環境管理課長がモニタリング体制配備を決定し、府保健環境研究所長は、「府モニタリング本部」を設置する。

イ 警戒事態における「府モニタリング本部」は、次の機関で構成し（以下「構成機関」という。）、府保健環境研究所長が本部長を務める。

(ア) 府

(イ) 関西電力株式会社

ウ 「府モニタリング本部」の組織は、別表2のとおりとし、「企画調整グループ」、「情報収集管理グループ」及び「測定分析グループ」を府保健環境研究所に置く。

また、「現地モニタリング拠点」を中丹東保健所及び南丹保健所に置く。

(3) EMCの設置

ア 警戒事態発生後、国は、EMCの設置準備を開始し、府はEMCへ職員派遣準備を行う。

イ 「施設敷地緊急事態」発生後、原子力規制委員会は、EMCを設置する。府はEMCへ職員派遣を行う。

ウ EMCは、次の機関で構成する。

(ア) 国（原子力規制庁ほか）

(イ) 府、福井県、滋賀県

(ウ) 関西電力株式会社

(エ) 関係指定公共機関（（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構）

エ EMCの組織は、「企画調整グループ」を原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センターに、「情報収集管理グループ」を隣接地区の福井県原子力防災センターに置く。

また、「測定分析グループ」を、隣接地区の福井県原子力防災センターに、府モニタ

リング本部は府保健環境研究所に、それぞれの活動拠点に置く。

オ 原子力規制庁の担当者がEMCセンター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

第4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

ア 「府モニタリング本部」のモニタリング要員は「府緊急時モニタリング実施要領」において定める。

イ 府は「府モニタリング本部」の構成機関に対し、毎年度、モニタリング要員の確認を行い、要員のリストを作成する。

ウ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、府は、国の動員計画と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を「府緊急時モニタリング実施要領」において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

ア 「府モニタリング本部」の構成機関は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材（以下モニタリング資機材という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。

イ 府は「府モニタリング本部」の構成機関に対し、毎年度、モニタリング資機材の保管状況の確認を行い、資機材のリストを作成する。

ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、府は、国の整備計画と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な具体的事項関連情報・資料の整備

空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施するうえで必要な具体的事項関連情報・資料については、必要に応じ「府緊急時モニタリング実施要領」において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、「府モニタリング本部」の構成機関は、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておく。

(5) 緊急時予測システムの整備・維持管理

府は、原子力規制庁、関係指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、府内の気象や大気中拡散予測の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

ア 府は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モニタリング対策

官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。

イ 府は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、府内関係市町、関係県、関西電力、関係指定公共機関等緊急時モニタリング実施機関と平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修等を通じて緊密な連携を図る。

ウ 府は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受け入れ体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。

第5 出動連絡

(1) 「府モニタリング本部」のモニタリング要員への出動連絡

「警戒事態」発生後、環境管理課長は、府各部連絡責任者、府各部連絡員を通じ、「府モニタリング本部」のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

(2) 「緊急時モニタリングセンター」の構成機関への出動連絡

「警戒事態」発生後、原子力規制委員会は、福井県と連携して「緊急時モニタリングセンター」の立ち上げ準備を行う。

「施設敷地緊急事態」発生後、原子力規制委員会は、動員計画に基づき、「緊急時モニタリングセンター」の構成機関先に対して出動の指示を行う。

第6 緊急時モニタリングに対する協力要請等

(1) 府内関係市町に対する協力要請

知事は、府内関係市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 海域モニタリング及び航空機モニタリングの要請

EMCセンター長は、必要に応じて、国の事故対策本部又は原子力災害対策本部に海洋モニタリング及び航空機モニタリング実施を要請する。

(3) 関係府県以外の都道府県、原子力事業者への協力要請

EMCセンター長は、関係府県以外の都道府県及び関西電力以外の子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部又は原子力災害対策本部に要請する。

第7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施フロー

緊急事態における環境放射線モニタリングは、「警戒事態」における環境放射線モニタリングと、施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、更に、緊急時モニタリングは、事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。(別図1)

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

「警戒事態」における環境放射線モニタリングは、「施設敷地緊急事態」に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、「警戒事態」発生後、「府モニタリング本部」を設置し、速やかに開始する

ア 固定観測局の監視強化

固定観測局による空間線量率、大気中の放射性物質の濃度及び気象観測の監視を強化する。

イ 可搬型モニタリングポストによる測定

「府モニタリング本部」の「企画調整グループ」は、次の事項を優先して測定地点を選定し、指示を受けた「測定分析グループ」は、点検後、測定地点に搬送して設置、空間線量率の連続測定を行う。

(ア) 停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ

(イ) 「府緊急時モニタリング実施要領」で定める設置候補地点のうち風下方向の地点

ウ モニタリングカーによる測定

モニタリングカーの搭載機器を点検後、あらかじめ定められたルートへ出動し、固定観測局の稼働状況の確認及び走行サーベイを実施する。事態の進展等に応じ、「企画調整グループ」は、ルートの変更や固定点測定など必要な指示を行う。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会が立ち上げるEMCによって速やかに開始する。

原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、EMC「企画調整グループ」は詳細な実施内容を定め、これに従い「府モニタリング本部」はEMCの測定分析グループの一員として、府内の緊急時モニタリングを実施する

ア 緊急時防護措置を準備する区域を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、可搬型モニタリングポストの配置を見直し、緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）に広く設置する。

モニタリングカーはあらかじめ定められたルートからより広域に測定範囲を拡大し、UPZを中心とした区域で空間線量率を確実に測定する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

事故の進展に応じて「緊急時モニタリング実施計画」が改訂され、当該計画に基づき、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

ア 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

固定観測局のヨウ素採取装置により採取された試料の放射性ヨウ素濃度の測定又は可搬型ヨウ素採取装置、モニタリングカー搭載の採取装置により試料を採取し放射性ヨウ素濃度の測定を行う。

イ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定
飲料水、野菜及び牛乳等の環境試料を、測定する。

また、降雨のあった地域では、雨水等を採取し測定する。

ウ 広範囲な周辺環境における空間線量率及び放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

UPZ外であっても、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、モニタリングを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

UPZ外であっても、線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えた場合には、環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

第8 EMCの運営等

(1) EMCの指揮系統

EMC内の各グループ及び「府モニタリング本部」に属する組織間の指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMCにおける意思決定

次の事項については、「企画調整グループ」において原案を作成し、センター長及びセンター長補佐が協議して、EMC内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測

ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 「緊急時モニタリング実施計画」の改訂

「緊急時モニタリング実施計画」は、施設敷地緊急事態発生後に国によって策定され、

事故の進展等に応じて改訂される。

EMCは、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部又は原子力災害対策本部に送付する。

第9 モニタリング結果

(1) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果については、EMC（「警戒事態」においては「府モニタリング本部」）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また必要に応じて、技術的考察を加える。

妥当性が確認された緊急時モニタリング結果は、「府原子力災害対策本部」及び国の事故対策本部又は原子力災害対策本部（「警戒事態」においては「府原子力災害警戒本部」及び国の警戒本部）に報告する。

さらに、国の事故対策本部又は又は原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリングの結果について共有する。

(2) 緊急時モニタリング結果の公表

ア EMC設置前におけるモニタリング結果の公表

「府モニタリング本部」から報告を受けた「府原子力災害警戒本部」は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。

イ EMC設置後におけるモニタリング結果の公表

EMCから報告を受けた国の事故対策本部又は、原子力災害対策本部は、速やかにモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

「府原子力災害対策本部」は、EMCで妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について国の事故対策本部又は原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やかにその旨を示す。

第10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 被ばく管理の対象は、EMCの全ての要員を対象とし、「府モニタリング本部」は「測定分析グループ」に属する組織ごとに要員の被ばく線量を管理する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC「企画調整グループ」は、「測定分析グループ」に属する組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は「府緊急時モニタリ

ング実施要領」で定め、その値を超えたとき、又は超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア 放射性物質による汚染のおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、EMCセンター長は当該要員が所属する機関と調整のうえ、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

イ 放射性ヨウ素の放出のおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

第11 その他

中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改訂する。

別表1 緊急時モニタリング体制

緊急事態区分	緊急時モニタリング体制	
	府	国
<p>【警戒事態】</p> <p>各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<p>「京都府モニタリング本部」の設置（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都府 ○関西電力株式会社 	<p>「EMC」の設置準備</p> <p>「企画調整グループ」「情報収集管理グループ」へ各々職員を派遣（高浜・大飯OFS(※)）</p>
<p>【施設敷地緊急事態】</p> <p>各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<p>EMC「測定分析グループ」の一員として、「府モニタリング本部」が活動継続（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都府 ○関西電力株式会社 	<p>「EMC」の設置</p> <p>※「京都府モニタリング本部」の「企画調整グループ」及び「情報収集管理グループ」は「EMC」に移行（構成）</p>
<p>【全面緊急事態】</p> <p>各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定公共機関 ○支援要員 <ul style="list-style-type: none"> ・府内関係市町 ・EMCから派遣される支援要員 	<ul style="list-style-type: none"> ○国 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁ほか ○京都府 ○福井県、滋賀県 ○関西電力(株) ○指定公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・(独) 原子力安全基盤機構 ・(独) 放射線医学総合研究所 ・(独) 日本原子力研究開発機構

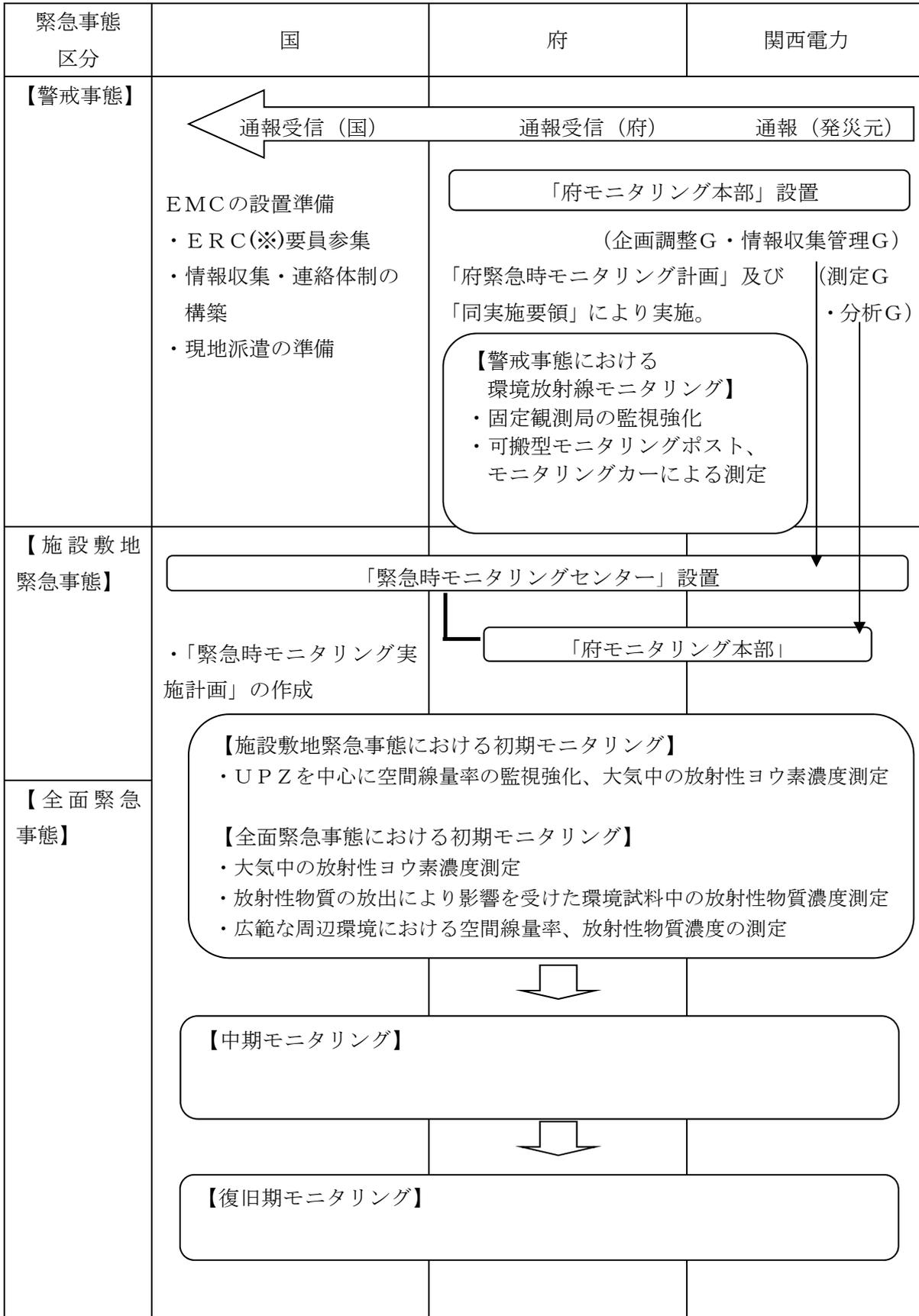
※OFS：オフサイトセンター

別表2 「京都府モニタリング本部」及び「EMC」の組織

京都府モニタリング本部		EMC	
班・グループ	業務内容	班・グループ	業務内容
原子力防災センター 原子力災害が発生した地区の原		センター長 (原子力規制庁)	EMCの総括
		センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長)	センター長の補佐 センター長不在の場合、センター長の代行
		センター長補佐 (地方放射線モニタリング対策官)	センター長の補佐
		企画調整グループ ※警戒事態で「京都府モニタリング本部」 企画調整グループから派遣する。	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改定案策定協力 ・モニタリング結果の解析 ・ERC、OFCとの連絡調整
隣接地区の原子力防災 センター		情報収集管理グループ ※警戒事態で「京都府モニタリング本部」 情報収集管理グループから派遣する。	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認及びERCへの報告 ・各種情報の収集・整理 ・「原子力災害対策本部」、関係機関との連絡調整 ・モニタリングセンター内及びモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
京都府モニタリング本部 (保健環境研究所)	本部長	京都府モニタリング本部の総括	※「EMC」設置後の「京都府モニタリング本部」の役割変更 ・「EMC」設置後、「京都府モニタリング本部」の「企画調整グループ」と「情報収集管理グループ」はEMCへ派遣するとともに、「EMC」の「測定分析グループ」の一員として活動する。
	副本部長	本部長の補佐、不在時の場合、代行	
	本部総務班	・モニタリング要員・支援要員の参集・配備状況の把握 ・モニタリング資機材・車両との状況の把握 ・要員の食糧・衛生・一般安全等の管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・モニタリングの班編制及びモニタリング指示書作成 ・モニタリング要員・資機材等の管理 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理	
	企画調整グループ	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング結果の解析 ・ERC、OFCとの連絡調整	
	情報収集管理グループ	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・「原子力災害対策本部」、OFC関係機関との連絡調整 ・EMC及び現地モニタリング拠点への情報提供	
測定分析グループ	分析班 ・ARISとラミセス等のテレメータシステムの管理 ・環境試料の測定 ・測定結果のとりまとめと報告 ・環境試料の保管、廃棄 測定班 ・環境放射線測定車の運用		

京都府モニタリング本部（保健環境研究所）	中丹東現地モニタリング拠点	<p>拠点総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング要員・支援要員の参集・配備状況の把握 ・モニタリング資機材・車両との状況の把握 ・要員の食糧・衛生・一般安全等の管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・モニタリングの班編制及びモニタリング指示書作成 ・モニタリング要員・資機材等の管理 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 <p>モニタリングカー班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカーの運用 ・環境試料の採取・搬送・現場分析 <p>サーベイ・試料採取班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト等の設置 ・可搬型ヨウ素サンプラの設置・試料の回収 ・環境試料の採取・搬送・現場分析 	
	南丹現地モニタリング拠点	<p>拠点総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング要員・支援要員の参集・配備状況の把握 ・モニタリング資機材・車両との状況の把握 ・要員の食糧・衛生・一般安全等の管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・モニタリングの班編制及びモニタリング指示書作成 ・モニタリング要員・資機材等の管理 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 <p>モニタリングカー班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカーの運用 ・環境試料の採取・搬送・現場分析 <p>サーベイ・試料採取班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト等の設置 ・可搬型ヨウ素サンプラの設置・試料の回収 ・環境試料の採取・搬送・現場分析 	
	支援拠点	<p>運営班（保健環境研究所）</p> <p>支援班（乙訓、山城北、山城南）</p>	

別図 1



※ERC：緊急時対応センター

別図2 EMCの指揮系統

